

ビーライトしんわ・しんわブライトにおける 自然災害等発生時の閉所措置に関する取扱基準

制定 令和元年8月1日

本基準は、自然災害等に対する児童の安全確保のために、施設長が判断する閉所措置等について必要な事項を定めるものとします。

自然災害等に対する安全確保のための基準

1. 気象警報の発令
2. 台風・大雪等による気象警報の発令または気象情報の発表
3. 地震の発生

自然災害等に対する安全確保のための基準

1. 気象警報の発令

(1) 警報の取り扱いについて

次に該当する場合は(2)閉所措置の基準に基づき判断します。

- ・「平塚市」に「大雨警報」「洪水警報」「特別警報」のいずれか1つでも発令された場合。
※特別警報とは「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「波浪特別警報」「高潮特別警報」のいずれかになります。

(2) 閉所措置の基準

【平日】

10:00 の時点で警報が発令されている場合、以下の通りとします。

- ①11:00 時点で警報が解除された場合→13:00 から送迎を開始します。
- ②13:00 時点で警報が解除されない場合→閉所となります。
- ③13:00 時点で警報が解除された場合→平常通り受け入れとなります。
- ④受け入れ時間内に警報が発令された場合、気象の状況等を考慮の上、施設長が閉所実施時刻を判断します。閉所と判断した場合には、原則として家庭でのお迎えとなります。ただし、事業所で待機した方が安全だと判断した場合や、家庭と連絡が取れない際には、事業所にて待機する場合があります。
- ⑤道路状況・施設状況等により施設長が児童の安全を確保出来ないと判断した場合→閉所となります。

【祝祭日等】

- ①7:00 の時点で警報が発令されている場合→閉所となります。
- ②受け入れ時間内に警報が発令された場合、気象の状況等を考慮の上、施設長が閉所実施時刻を判断します。閉所と判断した場合には、原則として家庭でのお迎えとなります。ただし、事業所で待機した方が安全だと判断した場合や、家庭と連絡が取れない際には、事業所にて待機する場合があります。
- ③道路状況・施設状況等により施設長が児童の安全を確保出来ないと判断した場合→閉所となります。

2. 台風・大雪等による気象警報の発令または気象情報の発表

閉所措置の基準

【平日・祝祭日等共通】

- ①「平塚市」に「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合
→閉所となります。
- ②勢力の強い台風や大雪等となる可能性が高いと予想された場合、施設長が判断し、前日のうちに閉所を決定し各家庭に連絡をする場合があります。通過予測時刻によっては暴風注意報が発令された時点で閉所となる場合があります。
- ③受け入れ時間内に警報が発令された場合、気象の状況等を考慮の上、施設長が閉所実施時刻を判断します。閉所と判断した場合には、原則として家庭でのお迎えとなります。ただし、事業所で待機した方が安全だと判断した場合や家庭と連絡が取れない際には、事業所にて待機する場合があります。
- ④道路状況・施設状況等により施設長が児童の安全を確保出来ないと判断した場合→閉所となります。

3. 地震の発生

(1) 震度について

次に該当する場合は(2)閉所措置の基準に基づき判断します。

・「平塚市」に震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

(2) 閉所措置の基準

- ①地震発生の当日は、学校等の登校状況によって受け入れ等の有無を判断します。ただし、事業所周囲に被害がなく、警報等の発令もなく、安全に事業が運営できると施設長が判断した場合には、この限りではありません。
- ②地震発生の翌日以降は、震災の状況等を考慮の上、施設長が受け入れ等の実施の有無を判断します。
- ③受け入れ時間内に地震が発生した場合、災害の状況等を考慮の上、施設長が閉所実施時刻を判断します。閉所と判断した場合には、原則として家庭でのお迎えとなります。ただし、事業所で待機した方が安全だと判断した場合や家庭と連絡が取れない際には、事業所にて待機する場合があります。
- ④道路状況・施設状況等により施設長が児童の安全を確保出来ないと判断した場合→閉所となります。